

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の
一部を改正する政令案に関する意見募集の結果について

令和8年4月8日

厚生労働省

厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令案について、令和8年1月30日（金）から同年2月28日（土）まで御意見を募集したところ、2件の御意見をいただきました。

なお、概要1（1）の事項については、別途改正を行うこととし、本政令では定めないこととしたため、これらを除いた部分として、「前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」を公布し、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正することといたしましたので、お知らせいたします。

お寄せいただいた御意見のうち、概要1（1）以外の事項に係る御意見1件とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	病床転換助成事業の期限延長についても、医療から介護への移行を推進する方向性自体は理解するものの、十分な受け皿整備や質の確保が伴わないまま制度のみを延長することは、かえって医療・介護双方の現場に負担を生じさせる恐れがある。	病床転換助成事業は、療養病床から介護保健施設等に転換を希望する事業者に対して、その転換費用を助成するものであり、医療から介護への移行を進めるに当たって、介護側の受け皿の整備にも繋がる事業であると考えております。

		<p>本制度により、療養病床から介護保健施設等への転換を支援しつつ、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るなど、介護の受け皿整備や質の確保にも引き続き取り組んでまいります。</p>
--	--	--